

監事及び監事監査規程

(目的)

第 1 条 この規程は、綜合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項の規定により置かれる監事及び法第 23 条第 3 項の規定に基づき、監事が行う日本司法支援センター（以下「センター」という。）の監事の監査に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(監査の目的)

第 2 条 監査は、センターの業務の適正かつ効率的、効果的な運営を図ること及び会計経理の適正を確保することを目的とする。

(監事の職責)

第 3 条 監事は、センターの業務を監査することにより、センターの健全な業務運営を確保し、社会的信頼に応える良質な法人の統治体制の確立に資する責務を負うものとする。

2 監事は、前項の責務を全うするため、法令等に基づき、役員（監事を除く。）及び職員（以下「役職員」という。）に対して、事務及び事業の報告を求めたり、センターの業務及び財産状況の調査、センターが法務大臣に提出しようとする書類の調査、重要な会議への出席、役職員及び会計監査人から受領した報告内容の検討、役職員に対する助言等を行うものとする。

(監事の基本的心得)

第 4 条 監事は、その職務を遂行するに当たり、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持するものとする。

2 監事は、監査の品質の向上を図るため、監事向けの研修へ参加する等、常に自己研鑽に努めるものとする。

3 監事は、適正な監査視点の形成のため、業務運営全般の見地から運営上の課題についての認識を深め、業務運営状況の推移とセンターを巡る環境の変化を把握するよう努めるものとする。

4 監事は、平素よりセンターの役職員との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるものとする。

5 監事は、監査機関たる地位にあるものとしての正当な注意をもって、監査を行うものとする。

6 監事は、職務上知り得た秘密の保持に十分に注意するとともに、正当な理由なく他に漏らしてはならないものとする。その職を退いた後も同様とする。

7 監事は、退任する際は、監査業務の継続性を図るため、担当した業務に関する情報を書面又は適宜の方法により、後任の監事に引継を行うものとする。

(監事間の情報の共有)

第5条 監事は、職務遂行上知り得た重要な情報を他の監事と共有するよう努めるものとする。

(理事長との定期的会合)

第6条 監事は、理事長と定期的に会合を持ち、理事長の業務運営方針を確かめるとともに、センターが対処すべき課題、センターを取り巻くリスク、監事の職務を補助すべき職員（以下「補助職員」という。）の確保、監事への報告体制その他の監事監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、理事長との相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。

(監査の対象)

第7条 監査は、次の各号に掲げる事項について行う。

- (1) 関係法令及び業務方法書その他諸規程等の遵守状況
- (2) 中期目標、中期計画及び年度計画に基づき実施される業務
- (3) 理事長の意思決定の状況
- (4) 内部統制システムの構築・運用状況
- (5) 財務諸表及び決算報告書の適否
- (6) 会計監査人による監査の監視及び検討
- (7) 会計監査の実効性を確保するための体制の確認
- (8) 財産の取得、管理及び処分状況
- (9) その他業務に関する重要な事項

(監査の種類)

第8条 監査は、監査計画に基づき年間を通じて実施するとともに、必要と認める場合に随時又は臨時に実施するものとする。

2 監査は、書面による方法及び実地による方法により行うものとする。

(監査計画)

第9条 監事は、監査方針、監査項目、監査方法、監査実施時期等について、毎事業年度当初に定期監査計画を作成し、あらかじめ理事長に通知するものとする。

2 定期監査計画は、必要に応じ適宜修正するものとする。

(重要な会議への出席等)

第10条 監事は、センターの管理運営に係る重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

2 監事は、センターの運営に関し、いつでも理事長に意見を述べることができる。

(監査の事務補助)

第 11 条 監事は、監査を行うに当たり、監査室の職員にこれを補助させることができる。

- 2 監事は、監査室の職員以外の職員に職務の遂行を補助させるときは、あらかじめ、理事長と協議しなければならない。
- 3 理事長は、前項の協議に当たり、センターの業務の遂行に支障を生じさせる場合を除いて、監事が職員に職務の遂行を補助させることに協力しなければならない。
- 4 監事は、職務の遂行を補助させる職員を指揮命令する。
- 5 役職員は、監事の職務を補助する職員に対し、協力しなければならない。
- 6 監査に従事した職員は、正当な理由なく、監査によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 7 監事は、その職務の補助に従事した職員への人事評価及び懲戒処分に関与する。

(文書の閲覧)

第 12 条 監事は、業務運営に関する全ての文書を閲覧できる。また、監事は、必要があると認めるときは、役職員に説明を求め、又は意見を述べることができる。

- 2 監事は、所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ、保存及び管理されているかを調査し、必要があると認めるときは、役職員に説明を求め、又は意見を述べることができる。
- 3 次の各号に掲げる文書は、あらかじめ監事に回付しなければならない。
 - (1) 業務方法書、規程等の制定又は改廃に関する文書
 - (2) 法務大臣に提出する中期計画及び年度計画
 - (3) 法務大臣に提出する財務諸表及び決算報告書
 - (4) 法務大臣に提出する認可又は承認の申請書その他重要な文書
 - (5) 日本司法支援センター評価委員会に提出する文書
 - (6) 会計検査院その他関係機関に提出する重要な文書
 - (7) 訴訟に関する重要な文書
 - (8) その他業務に関する重要な文書
 - (9) 前各号に定めるもののほか、監事が特に指定した文書

4 次の各号に掲げる文書は、監事に回付しなければならない。

- (1) 法務大臣から発せられた認可又は承認の文書その他重要な文書
- (2) 前号以外の官公庁その他関係機関から発せられた重要な文書

(監事による書類の調査)

第 13 条 監事は、センターが法又は準用通則法（法第 48 条において準用する独立行政法人通則法（平成 11 年法第 103 号）をいう。）の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の法務省令で定める書類を法務大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

(役職員への調査等)

第14条 監事は、いつでも、役職員に対して事務及び事業の報告を求め、又はセンターの業務及び財産の状況を調査することができる。

2 監事は、必要に応じ、ヒアリング、往査その他の方法により調査を実施し、十分に事実を確かめ、監査意見を形成する上での合理的根拠を求めるものとする。

(監事の職務への協力)

第15条 役職員は、監事が行う職務に協力するものとする。

(内部監査との連携)

第16条 理事長は、内部監査規程（平成18年規程第12号）に基づいて内部監査を行う場合には、監事にあらかじめ監査計画を提示し、監査終了後は、監事に監査報告書を回付しなければならない。

2 監事は、内部監査部門と緊密な連携を保ち、組織的かつ効率的な監査を実施するよう努めるものとする。また、内部監査計画・結果について、定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めることができる。内部監査結果を内部統制システムに係る監事監査に実効的に活用するものとする。

(内部統制部門等との連携)

第17条 監事は、センターの役員（監事を除く。）のほか、内部統制機能を所管する部門から内部統制システムの構築・運用の状況について定期的かつ随時に報告を受け、必要に応じて説明を求めることができる。

(会計監査人との連携)

第18条 監事は、会計監査人から役員（監事を除く。）の職務の執行に関して不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があることを発見した旨の報告を受け、必要と認める場合は、理事長に報告するとともに、法務大臣に報告するものとする。

2 監事は、その職務を行うため必要があると認めるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることに加えて、積極的な情報交換を行うこと等により、会計監査人と緊密な連携を保つことに努めるものとする。

(理事長及び会計監査人との定期的会合)

第19条 理事長は、監事及び会計監査人と定期的に会合する機会を設けなければならない。

(監査調書の作成)

第20条 監事は、実施した監査方法及び監査結果、並びにその監査意見の形成に至った過程及び理由等を監査調書として記録し、一定期間保存するものとする。

(監査報告の作成等)

第21条 監事は、監査の方法及び結果を正確かつ明瞭に記載した監査報告を作成し、理事長及び法務大臣に提出する。

2 監査報告には、法務省令において記載しなければならないとされた事項のほか、別途監事が報告の必要性を認めた事項がある場合にはその具体的な内容を記載するものとする。

- 3 監査報告は、原則としてこれを公表するものとする。公表は、事務所に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。
- 4 監事は、監査の結果に基づき、是正又は改善が必要であると判断したときは、理事長又は法務大臣に対してその旨の意見を提出するとともに、是正又は改善の状況について必要な確認を行うものとする。
- 5 理事長は、監事から是正又は改善の意見を受領した場合には、速やかに是正又は改善の措置を講じ、その結果を監事に回答しなければならない。

(事故又は異例の事態等の報告)

第 22 条 業務上の事故若しくは役職員による不正、違法及び著しい不当な行為の発生等異例の事態が発生したとき又は業務運営に関するセンターの内外からの通報、告発等があったときは、関係職員は速やかに口頭又は文書でこれを監事に報告しなければならない。

(法務大臣及び理事長への報告)

第 23 条 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を法務大臣及び理事長に報告しなければならない。

- 2 監事は、役職員から、他の役職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあるとの報告を受けたとき、又は準用通則法、法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるとの報告を受けたときで、必要と認める場合は、理事長に報告するとともに、法務大臣に報告するものとする。

(改廃)

第 24 条 この規程の改廃は理事長と監事による協議によらなければならない。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 10 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 19 年規程第 12 号）

この規程は、平成 19 年 3 月 30 日から施行し、平成 19 年 3 月 1 日から適用する。

附 則（日本司法支援センター平成 23 年規程第 4 号）

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の組織運営規程の改正に伴う会計規程等の一部を改正する規定は、平成 22 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（日本司法支援センター平成 27 年規程第 3 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 29 年規程第 8 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。